

令和9年度 保育利用希望申込案内

申込受付

令和8年10月15日（木）から令和8年11月2日（月）まで
午前8時30分から午後5時15分まで（土・日曜日・祝日は除く）

※入所の決定（内定）は、申込順ではありません。

※定員に満たない場合等は、随時受け付けます。

受付場所

大河原町子ども家庭課（庁舎3階②窓口）

対象児童

保護者のいずれもが次の事情に該当し、保育を必要とする児童

- （1）家庭内、家庭外労働（月64時間以上） （2）妊娠・出産 （3）疾病、障がい
（4）求職活動 （5）就学 （6）同居親族等の介護・看護 ほか

※出生前のお子様についても申込可能です。

※集団生活をさせることだけが目的の場合等は、認定基準に該当しません。

※町外に在住の方であっても、入所月の初日までに町内に住民登録を行う予定の方はお申込み可能です。

申込手続

「給付認定申請」及び「保育利用申込」が必要となります。

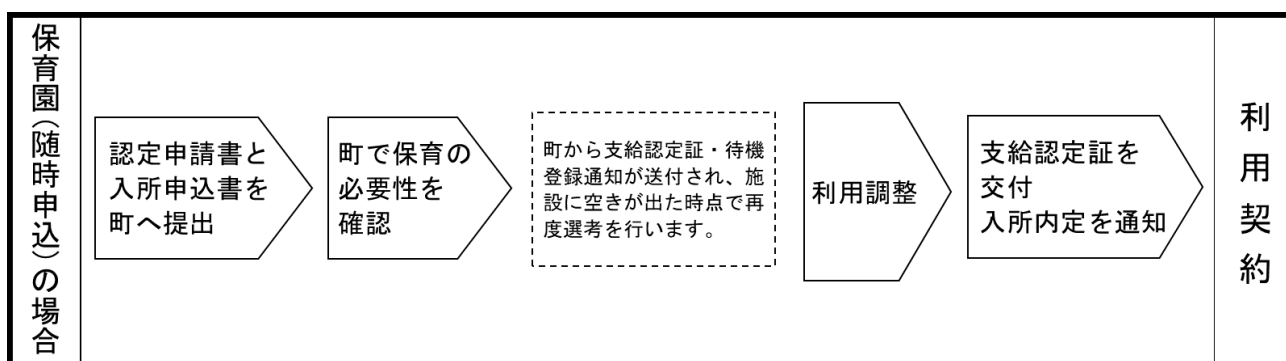
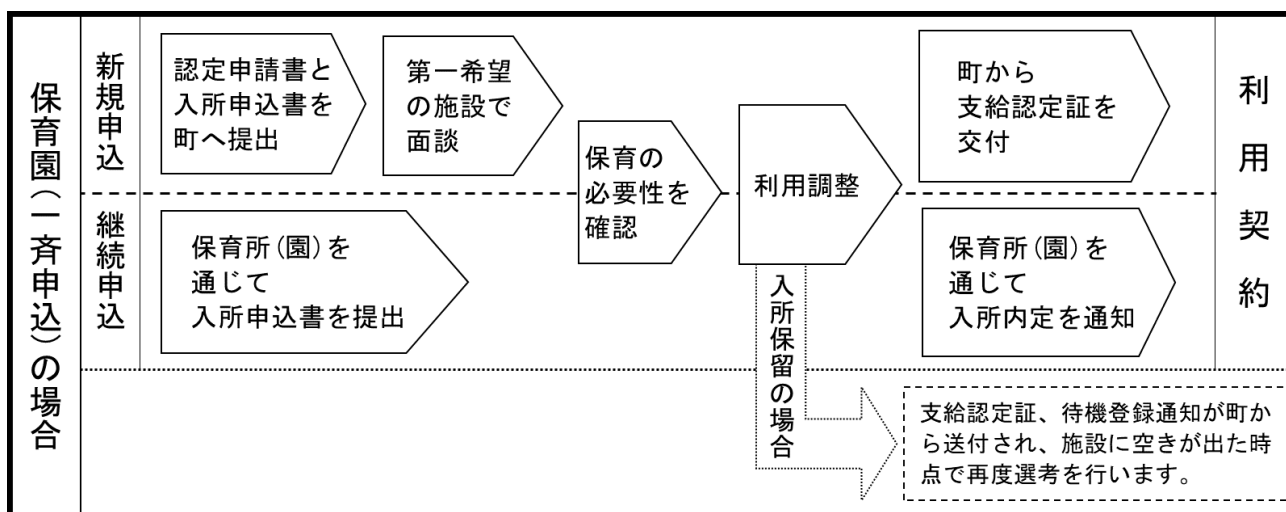
※給付認定申請…保育を必要とする理由及び保育の必要量等を町が客観的に審査し、「保育の必要性」を認定するために必要な手続きです。

※保育利用希望申込…利用を希望する施設を確認するための手続きです。

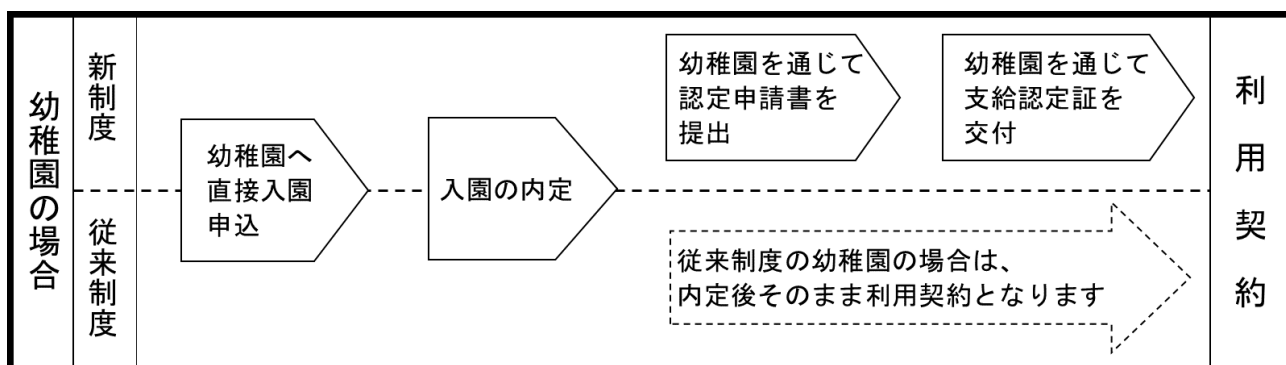


大河原町子ども家庭課 子育て支援係
住所：〒989-1295 大河原町字新南19番地
電話：0224-53-2251

保育所（園）利用までの流れ



※参考：幼稚園利用までの流れ



教育・保育施設等を利用するための教育・保育給付認定

子ども・子育て支援新制度では、幼稚園（新制度移行型）、保育所（園）、認定こども園及び地域型保育事業施設の利用を希望する保護者の方は、町に『給付認定申請』をし、利用のための『教育・保育給付認定』を受ける必要があります。

なお、幼稚園（新制度移行型）は、幼稚園に直接申し込みをして、内定を受けた後に、給付認定申請をしていただきます。

【3つの認定区分】

認定区分	対象	保育の 必要性	利用先	利用時間
1号認定 （教育認定）	満3歳	なし	幼稚園※、認定こども園	教育標準時間
2号認定 （保育認定）	以上	あり	保育所（園）、認定こども園	保育標準時間
				保育短時間
3号認定 （保育認定）	満3歳 未満	あり	保育所（園）、認定こども園、 地域型保育事業施設	保育標準時間
				保育短時間

※1号認定教育標準時間は、1日4時間を標準として学則等により各施設で定める教育課程に係る時間です。

保育の利用について

1. 保育を必要とする理由

保護者が下表の保育を必要とする理由のいずれかに該当し、お子さんにとって保育が必要と認められる場合に、保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業施設での保育を利用することができます。

①	就労	※フルタイムのほか、パートタイム、夜間、自営業、在宅勤務など、基本的に全ての就労を対象とし、就労時間は、1か月64時間以上常に労働していること。
②	妊娠・出産	
③	保護者の疾病・障がい	
④	同居又は長期入院等している親族の介護・看護	
⑤	災害復旧	
⑥	求職活動	※起業準備を含む
⑦	就学	※職業訓練校等における職業訓練等を含む
⑧	育児休業	※申込児の出産による育児休業は除く
⑨	虐待やDVのおそれがあること	
⑩	その他、上記に類する状態として町が認める場合	

2. 利用調整について

入所児童の父母及び69歳以下の同居の祖父母等の状況等を踏まえて、保育を必要とする程度を審査し、保育の必要性の事由に該当する程度の高いお子さんから入所を決定します。

下記に該当する場合、保育利用の優先度が高くなる場合があります。

一般的には、核家族で父母共働き、又はひとり親家庭で勤務時間の長い方が最も優先度が高くなり、勤務時間の短い方や求職中の方は、優先度が低くなります。

※小規模保育施設の卒園による入所申込の場合、一斉申込に限り優先度が高くなります。

※同居の親族の方が子どもを保育することができる場合、利用の優先度が調整されることがあります。

※祖父母が同一住所・敷地内に住んでいて、生計が同一とみなされる場合（例：水道や電気のメーターが一緒の場合等）は住民登録を別世帯としていても同居とみなします。

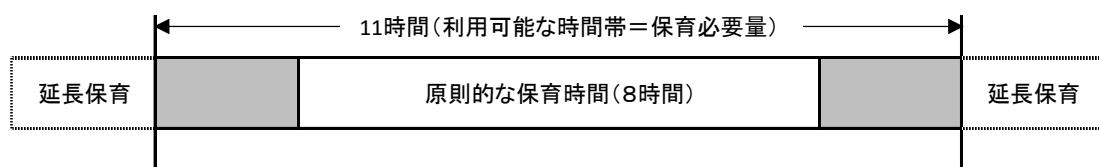
①	ひとり親家庭
②	生活保護世帯
③	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
④	虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
⑤	保護者が障がいをもつ場合
⑥	育児休業明け
⑦	兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合
⑧	その他、町が定める理由

保育の利用時間について

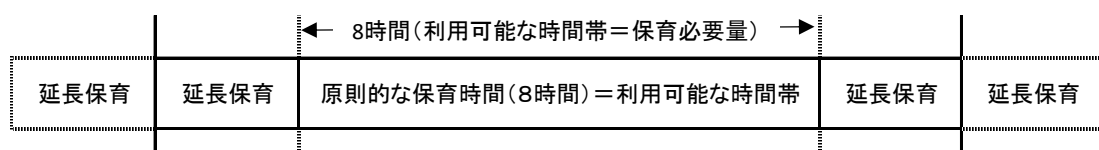
保護者の状況を客観的に判断し、保育利用時間を「保育標準時間」又は「保育短時間」のいずれかに認定します。

①	保育標準時間	1日最長11時間の中で必要となる保育時間 ※利用は、1か月当たり実働120時間程度（週当たり実働30時間程度）の就労を下限とします。
②	保育短時間	1日最長8時間の中で必要となる保育時間 ※利用は、1か月当たり実働64時間以上の就労を下限とします。

【保育標準時間】



【保育短時間】



※保育標準時間、保育短時間及び延長保育時間は、各保育所等の規程等により定められています。

※保育の必要性の理由が

「就労」「就学」「親族の介護・看護」の場合

⇒保護者の状況を書面で確認し、保育の利用時間の認定を行います。

「妊娠・出産」「保護者の疾病・障がい」「災害復旧」「虐待やDVのおそれがあること」の場合

⇒「保育標準時間」利用の認定とするものと定められています。

「求職活動」の場合

⇒その保育の必要性の実態を踏まえて、「保育標準時間」利用の認定とするものとします。

「育児休業中」の場合

⇒「保育短時間」利用の認定とするものとします

保育施設の利用について

1. 入所期間

保護者が「保育を必要とする理由」に該当し、お子さんにとって保育が必要と認められる場合は、保育の実施を希望する期間（最長で就学前まで）が入所期間となります。

なお、年に一度保育の必要性の認定基準に該当するかを確認するため、家庭状況調査を実施しています。

※病気や介護・看護等の事由により一定期間の認定を受け、引き続き保育を必要とする事由に該当する場合は、変更申請により保育施設の利用期間をさらに延長できる場合があります。

2. 退所

以下に該当する場合、退所となります。

○大河原町以外に居住することとなった場合（例：転出した場合）

○保育を必要とする事由に該当しなくなった場合

○給付認定期間が満了となった場合（例：就学となった場合）

※事由が発生次第、利用施設又は子ども家庭課にお早めにお知らせください。

3. ならし保育

入所したばかりのお子さんは、最初から長時間保育になると環境の変化から大きな負担を感じます。保育施設での生活に慣れるように、保護者をご相談しながら少しずつ保育時間を長くすることもあります。

育休期間でのならし保育の入所は最大1か月としています。

保育の必要性の認定及び保育所等の入所申込みに必要な書類等

1. 給付認定申請書兼保育施設等利用申込書

2. 個人番号（マイナンバー）申告書

3. 「保育を必要とする理由」を確認する書類

	保護者の状況	提出書類	該当者
就 労	・お勤めの方（会社員等、自営業） ・育児休業中の方 ・内職者	就労証明書 ※育児休業中の方は育児休暇期間の記載があるもの	父、母、19～69歳の同居の方全員
	自営業の方（農業）	農業証明書（農業委員会）	父、母、19～69歳の同居の方全員
疾病等	妊娠・出産	母子手帳の写し	母
	疾病・障がい	申立書 ※添付書類については、実情を確認した後、提出していただきます	父、母、19～69歳の同居の方全員
	病人の介護・看護等		父、母、19～69歳の同居の方全員
求職中		求職活動等申告書他一式	父、母、19～69歳の同居の方全員
就学		在学証明書	父、母、19～69歳の同居の方全員

※就労については、フルタイムのほか、パートタイム、夜間、自営業、在宅勤務など、基本的に全ての就労を対象とし、就労時間は、1か月64時間以上常に労働していることが必要です。

※満69歳以下の祖父母等が同居している場合は、「保育を必要とする理由」の証明書類の提出が必要です。

4. 売買契約書又は賃貸借契約書等の写し（大河原町に転入予定の方のみ）

※売買契約書又は賃貸借契約書等に、新住所が記載されており、物件引渡日が入所希望月の前月末日までであること、記載されている期日までに町内への転入手続きが完了できる必要があります。

○兄弟で同時申込の場合は、児童それぞれ書類をご準備ください。ただし、一部原本のほかはコピーでの対応も可能です。

給付認定申請手続き及び保育所等入所希望申込みの際に、書類の未提出、未記入がある場合、利用調整の際に不利になる場合がありますので十分にご注意ください。

保育料（利用者負担額）について

保育料は、4月1日現在に0歳～2歳の入所児童の保護者から、保育所（園）で保育するために要する費用の一部を負担していただくもので、世帯の負担能力に応じて決定することになっています。

町では、毎月初日を入所日、毎月末日を退所日とし、月途中の入退所は実施しておりません。

そのため、毎月初日に在籍していれば、その月に1日も出席しなかった場合でも保育料がかかることとなりますので、ご了承ください。

1. 保育料の算定

保育料は、国が定めた基準を上限に、町で定めており、父母の市区町村民税額の合算で算定します。ただし、父母（ひとり親家庭の場合は、父又は母。以下同じ。）の収入金額の合計額が、町で定めた基準額を超えない場合、父母以外の同居している祖父母のうち最多収入者を家計の主宰者とし、父母と家計の主宰者の税額を合算し保育料を決定します。

なお、保育料の算定については、市区町村民税の賦課決定が6月であるため、直近の所得の状況を反映させる観点から、4月から8月までは前年度（令和8年度）、9月から3月までは当年度（令和9年度）の市区町村民税額で決定します。

※住民票上の世帯分離をすることにより、保育料が変更となることはありません。

※ひとり親世帯等の保育料軽減制度や多子世帯軽減制度、同時利用軽減制度等があります。それぞれ、世帯状況や課税状況により異なりますので、詳しくは、子ども家庭課までお問い合わせください。

2. 保育料の納入について

保育所の保育料は、原則口座振替による納入をお願いいたします。

■口座振替による納入の場合

取扱金融機関	七十七銀行	仙台銀行	仙南信用金庫
	J Aみやぎ仙南	相双五城信用組合	東北労働金庫
	ゆうちょ銀行(郵便局)		

- ・手続き完了までは納入通知書での納入となります。
- ・振替日は毎月月末（ただし、12月と3月は26日）です。また、振替日（末日、又は26日）が土・日・祝日の場合はそれらの翌日になります。
- ・残高不足等により振替ができない場合は、納入通知書での納付となります。

■納入通知書による納入の場合

毎月納期限までに、郵便局を除く金融機関又は大河原町役場納付窓口での納付をお願いいたします。

大河原町特定教育・保育施設等の利用者負担額(月額)

国 基 準	各月初日の小学校就学前子ども の属する世帯の階層区分		0～2歳児クラス(出生から3歳になって最初の3月31日まで)								3～5歳児クラス			
			3号認定								1号認定	2号認定		
	階層 区分	定 義	保育標準時間				保育短時間				第3子～	教育 標準 時間	保育 標準 時間	保育 短 時間
			第1子	第2子	ひとり親世帯等 ※1		第1子	第2子	ひとり親世帯等 ※1					
第1子					第2子	第1子			第2子					
1	A	生活保護世帯	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	無償となります			
2	B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0				
3	C1	市町村民税均等割課税世帯	17,700	8,850	8,000	無償 となり ます	17,500	8,750	8,000	無償 となり ます				
	C2	所得割額 48,600円未満	18,200	9,100			18,000	9,000						
4	C3	52,000円未満	20,100	10,050	9,000	無償 となり ます	19,800	9,900	9,000	無償 となり ます				
	C4①	57,700円未満	23,500	11,750			23,100	11,550						
	C4②	60,000円未満	23,500	11,750			23,100	11,550						
	C5①	77,101円未満	27,500	13,750			27,100	13,550						
	C5②	79,000円未満	27,500	13,750			27,500	####						
	C6	97,000円未満	28,200	14,100	28,200	14,100	27,800	13,900	27,800	13,900				
5	C7	112,000円未満	32,200	16,100	32,200	16,100	31,700	15,850	31,700	15,850				
	C8	128,000円未満	36,300	18,150	36,300	18,150	35,800	17,900	35,800	17,900				
	C9	144,000円未満	40,300	20,150	40,300	20,150	39,700	19,850	39,700	19,850				
	C10	169,000円未満	44,500	22,250	44,500	22,250	43,900	21,950	43,900	21,950				
6	C11	212,000円未満	50,000	25,000	50,000	25,000	49,200	24,600	49,200	24,600				
	C12	260,000円未満	55,500	27,750	55,500	27,750	54,600	27,300	54,600	27,300				
	C13	301,000円未満	61,000	30,500	61,000	30,500	60,000	30,000	60,000	30,000				
7	C14	397,000円未満	77,300	38,650	77,300	38,650	76,100	38,050	76,100	38,050				
8	C15	397,000円以上	77,300	38,650	77,300	38,650	76,100	38,050	76,100	38,050				

※ただし、給食費は施設で定める額の支払いが必要になります

- 毎年9月に保育料の年度切り替え決定を行うため、課税状況により年度の途中で保育料額が変わる場合があります。



※市町村民税の額は、調整控除以外の税額控除(配当控除、住宅借入金等特別税額控除・寄付金税額控除等)を差し引く前の金額となります。

※お子さんの父母の課税額の合計が町で定めた基準額を超えない場合、父母以外の扶養義務者(同居の祖父母など)の課税額を合計する場合があります。(ただし、家計の主宰者に限る。また、世帯分離をしている場合でも算定の対象になります。)

- この利用者負担額は、子ども・子育て支援新制度の対象となる特定教育・保育施設、家庭的保育事業を利用する場合に適用されます。また、各施設により教材費や行事費用などの負担が必要な場合があります。
- 年度途中で3歳になった子供の利用者負担額は、3号認定と同じ利用者負担額となります。
- 課税額の算定に必要な書類の提出がない、市町村民税が未申告であるなど、課税額の確認ができない場合は、最高階層(C15)にて保育料を決定いたします。
- 上の表において、第1子～第3子の定義は階層により異なります。

	階層区分	未就学児 (保育所・幼稚園・認定子ども園家庭的保育事業等の施設を利用)	就学児
多子軽減 制度	C1階層～C4①階層に該当する世帯	 第3子  第2子	 第1子
		年齢を問わずに適用されます	
同時利用 軽減制度	C4②階層～C15階層に該当する世帯	 第3子  第2子  第1子	
		未就学児で、かつ同時に施設を利用しているお子さんに対して適用されます	

※1「ひとり親世帯等」とは以下のいずれかに該当する世帯をいいます。

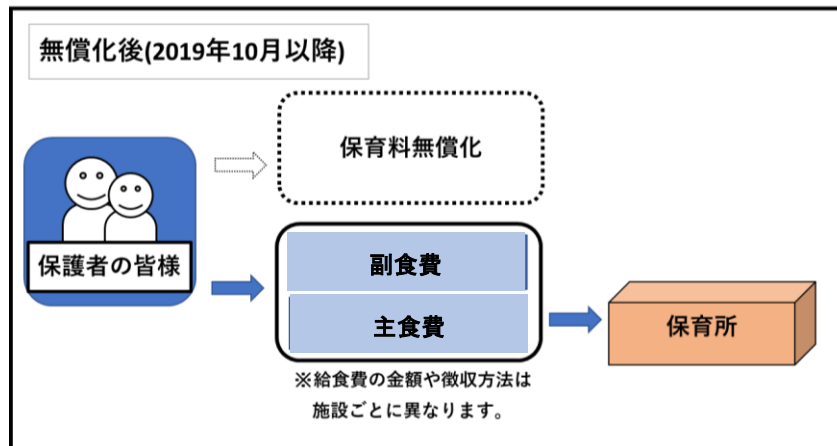
- ①母子(父子)世帯
- ②身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者福祉手帳の交付を受けた方
- ③特別児童扶養手当の支給対象児童及び障害基礎年金等の受給者のいる世帯等

保育所副食費（利用者負担額）について

3～5歳児クラスの副食費（おかずやおやつの食材料費）は、無償化の対象にならないため、原則として保護者様の負担となり施設が実費徴収しています。

徴収金額は施設ごとに異なります。入所内定後に、各施設から金額や支払方法について説明がありますのでご確認ください。

なお、0～2歳児の方は、保育料に副食費が含まれています。



Q & A

Q1 3歳の誕生日が来たら、3歳児クラスに入所ができますか？

A 基本的にはその年度の4月1日時点の年齢での利用調整になります。

Q2 保育施設に入れなかった場合、その後の手続きはどうなりますか？

A 申込に関しては年度内有効となります。新年度（4月）も継続して希望される場合は、決められた期間（例年10月～11月ごろ）に継続申し込みが必要となります。なお、申込時点と申込内容が変わった場合は、その変更に応じた連絡や書類の提出をしてください。優先度が変更になる場合があります。

Q3 保育標準時間認定を受けた場合、11時間預かってもらえますか？

A 保育施設での保育時間は、認定時間内で必要な時間を利用していただくようになります。保育時間については、就労が理由でのご利用の場合、就労時間プラス通勤時間が基本となります。理由なく長時間の利用はできません。

Q4 標準時間から短時間へ変更すると保育料は変わりますか？また、いつから変わりますか？

A 保育を必要とする時間により「保育標準時間」「保育短時間」の保育料となります。ご家庭での状況で保育の必要量が変わる場合は、保育施設を通じて変更申請をしてください。申請を受けた翌月から保育料を変更します。

Q5 職場が大河原町外にあります。職場近くの保育所等を利用できますか？

A 認可外の保育施設であれば利用可能です。認可保育施設は原則利用できませんが、保育所の所在地市町村との協議により、受け入れ可能となれば利用できます。

Q6 入所希望先は多く記入したほうがいいですか？

A 入所の調整は希望先として挙げられている保育施設で行います。希望施設が限定されれば、その施設のみでの調整となりますのでご了承ください。決定すれば毎日送迎するようになりますので、ご家庭の状況において可能な範囲で記入してください。

Q7 第1希望以外の保育施設に入所した場合、第1希望の保育施設に転所できますか？

A 転所希望の場合、入所者に対して年に1度（10月～11月）行われる新年度継続入所申込への申請はせずに、新規入所一斉申込（10月～11月）として申請していただきます。申込状況等によりご希望の施設への入所がかなわない可能性がございますので、予めご了承ください。

Q8 大河原町に引っ越しを考えています。転入予定での申し込みはできますか？

A 転入予定での申し込みは可能です。転入予定先（住所）を明確にしてお申込みいただきます。入所ができとなった場合、入所日前には大河原町内に住民登録をしていただく必要があります。

Q 9 育児休業中に入所はできますか？

A 育児休業中も入所可能です。

ただし、新規入所の場合は、入所月の翌月中に職場復帰する必要があります。

※現在、お子さんが保育施設を利用していて、育児休業を取得する場合、入所しているお子さんは育児休業中でも「保育短時間」として1年間は継続利用が可能となります。

Q 10 祖父母等が同居していても申込はできますか？

A 申込はできますが、19歳以上69歳以下の同居の親族（児童の祖父母、おじ、おば等）についても保育を必要とする旨の証明書等が必要となります。なお、住民票世帯が分かれていても同居の親族とみなします。（ただし、水道メーター等生計が独立していると認められる場合は除きます。）

Q 11 仕事を辞めました。保育所は退所しなければなりませんか？

A 仕事を辞めて、家庭での保育が可能な場合は退所となります。ただし、「次の仕事を探す」という場合は引き続き最大3か月間は利用可能です。求職活動の証明書類を提出していただきます。3か月以内に就労（保育の必要性に応じた事由）ができなければ退所となります。

Q 12 食物アレルギーがあるのですが、アレルギー除去食は実施していますか？

A 食物アレルギーに対しての除去食対応はかかりつけ医による指示書をもとに保育所の栄養士との面接の上、可能な範囲で行っております。症状によってはお子さんの命にかかわる大切なことですので、必ず申し出てください。

Q 13 バスの送迎はありますか？

A 行っておりません。

Q 14 保育所について、公立と私立で何か違いはありますか？

A 「保育所保育指針」をもとに保育を行っている認可の保育所という点では大きな違いはありません。保育料に関しても公立、私立とともに同様の料金表をもとに決定しております。設置主体が公立は大河原町、私立は社会福祉法人または株式会社となっています。
※「保育所保育指針」とは、全国の認可保育所が遵守しなければならない保育の基本原則として、厚生労働省が告示する、保育所における保育内容に関する事項及び運営に関する事項を定めたものになります。



町内保育所等の紹介

■認可保育所(園) (0歳児～5歳児)

町立桜保育所 (乳児・障害児・延長保育実施)	
【保育時間】 午前7時15分～午後6時45分 【定員】 120名 【対象月齢】 生後満9ヵ月～	【保育目標】 ◎体の丈夫な子ども (健康で安全な生活のできる子どもに育てる) ◎よく見て考える子ども (物事に興味を持ち、よく考えて自分でやろうとする子どもに育てる) ◎心のやさしい子ども (情操豊かで思いやりのある子どもに育てる) ◎仲よく遊べる子ども (集団生活の中で決まりを守り、協力できる子どもに育てる)

第一光の子保育園 (乳児・延長保育実施)	
【保育時間】 午前7時00分～午後7時00分 【定員】 170名 【対象月齢】 生後満3ヵ月～	【保育目標】 ◎神と人に愛される子ども (宗教情操教育をめざす) ◎心も身体も健やかな子ども (子どもの福祉、幸せを願う) ◎みんなと仲良しになる子ども (社会性を養う)

第二光の子保育園 (乳児・延長保育実施)	
【保育時間】 午前7時00分～午後7時00分 【定員】 120名 【対象月齢】 生後満3ヵ月～	【保育目標】 ◎神と人に愛される子ども (宗教情操教育をめざす) ◎心も身体も健やかな子ども (子どもの福祉、幸せを願う) ◎みんなと仲良しになる子ども (社会性を養う)

金ヶ瀬カトリック保育園 (産休明け受け入れ・延長保育実施)	
【保育時間】 午前7時15分～午後6時45分 【定員】 60名 【対象月齢】 生後満2ヵ月～	【保育目標】 ◎あそびの中に創造性をのばし、ものに感じる心を育てる ・生活の基本を育てる(自主の心 協調する心を育てる) ・宗教心を高め、社会性を育てる あいさつ(祈り) ありがとう(感謝) あたえあう(奉仕) あやまりあう(ゆるす) 心を育て、健康で明るい、愛に生きる子どもに育てる

保育園モンテッソーリこどもの家ぽこぽこ (産休明け受け入れ・延長保育実施)	
【保育時間】 午前7時00分～午後7時00分 【定員】 60名 【対象月齢】 生後満2ヵ月～	【保育目標】 ◎モンテッソーリ教育に基づき、一人一人の子どもが、自分で考えたことを 自分の力で実現できるように援助していく。

町内保育所等の紹介

■小規模保育事業所（0歳児～2歳児）

小規模保育事業所とは、2歳児までを対象とした、定員6～19人の比較的小さな施設です。規模の特性を生かしたきめ細やかな保育を実施しています。

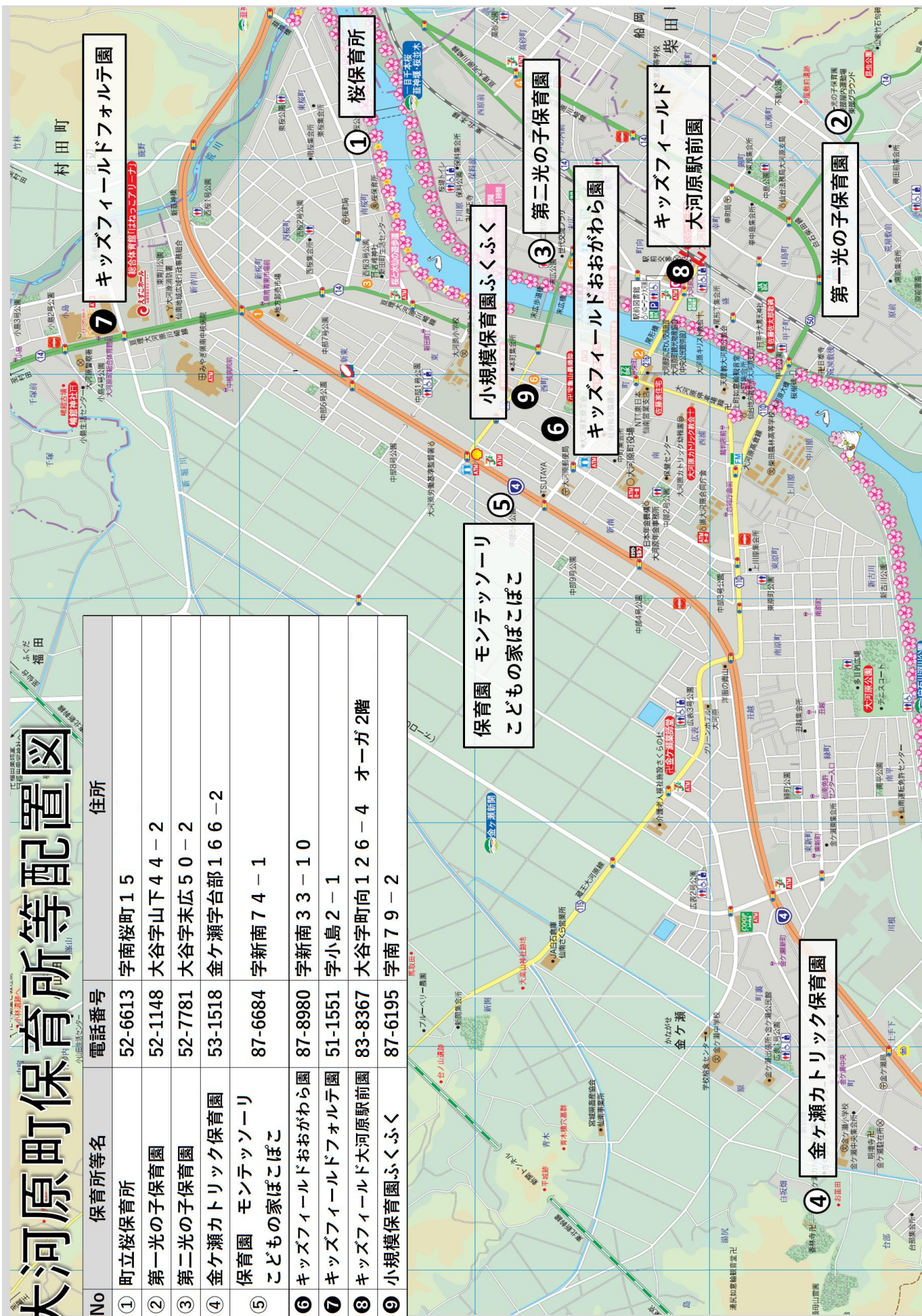
施設の運営基準（保育士配置、面積、給食、保育料など）は基本的に認可保育所と同等です。保育所と同程度の保育サービスを提供する施設として、大河原町が認可しています。

大河原町の小規模保育事業所形態はすべてA型（保育者全員が有資格者）です。

キッズフィールド おおがわら園 （産休明け受け入れ・延長保育実施）	
【保育時間】 午前7時30分～午後7時30分	【保育目標】 ◎元気でたくましい子ども
【定員】12名	◎明るくのびのびとした子ども
【対象月齢】生後57日～	◎失敗してもまたチャレンジできる子ども
キッズフィールド フォルテ園 （産休明け受け入れ・延長保育実施）	
【保育時間】 午前7時30分～午後7時30分	【保育目標】 ◎元気でたくましい子ども
【定員】12名	◎明るくのびのびとした子ども
【対象月齢】生後57日～	◎失敗してもまたチャレンジできる子ども
キッズフィールド 大河原駅前園 （産休明け受け入れ・延長保育実施）	
【保育時間】 午前7時30分～午後7時30分	【保育目標】 ◎元気でたくましい子ども
【定員】12名	◎明るくのびのびとした子ども
【対象月齢】生後57日～	◎失敗してもまたチャレンジできる子ども
小規模保育園ふくふく （乳児・延長保育実施）	
【保育時間】 午前7時30分～午後7時00分	【保育目標】 ◎元気に挨拶ができる子ども
【定員】12名	◎あそびを通して豊かな感性を持った子ども
【対象月齢】生後満6ヵ月～	◎のびのびと自分を表現できる子ども

大河原町保育所等配置図

No	保育所等名	電話番号	住所
①	町立桜保育所	52-6613	字南桜町 1 5
②	第一光の子保育園	52-1148	大谷字山下 4 4 - 2
③	第二光の子保育園	52-7781	大谷字末広 5 0 - 2
④	金ヶ瀬カトリック保育園	53-1518	金ヶ瀬字台部 1 6 6 - 2
⑤	保育園 モンテッソーリ こどもの家ぽこぽこ	87-6684	字新南 7 4 - 1
⑥	キッズフィールドおおがわら園	87-8980	字新南 3 3 - 1 0
⑦	キッズフィールドフォルテ園	51-1551	字小島 2 - 1
⑧	キッズフィールド大河原駅前園	83-8367	大谷字町向 1 2 6 - 4
⑨	小規模保育園ふくふく	87-6195	字南 7 9 - 2



様式第2号(第3条関係)

(表)

保育所・小規模保育所用

こどものための教育・保育給付認定申請書兼保育施設等利用申込書

以下のことに同意のうえ、給付認定の申請、保育利用の申込みを申請します。

①大河原町が給付認定に必要な町民税の情報(同一の世帯員を含む)及び世帯情報を閲覧すること。
(大河原町で課税状況が確認できない場合は他の官公署に対し資料の閲覧を求めること。)

②翌年度4月からの利用開始の場合は支給認定事務が集中し審査に時間を要することから今年度末までに認定すること。

油性ボールペンなど容易に消えないもので記入してください(摩擦熱でインクが消えるペンは使用しないでください)。

申請日

××年××月××日

保護者

住 所

〒 989 - 1295 大河原町 宇新南19

氏 名

大河原 一郎

☎ (押印は自署の場合不要)

(父携帯番号)

×××-××××-××××

電話番号

0224-53-2111

(母携帯番号)

×××-××××-××××

フリガナ 児童氏名	児童生年月日	4月1日現在の年齢 (入所申込みの場合は 入所する年の4月1日現在)	性別	現在の保育の状況
オオガワラ ハナ	〇〇××年 ×月 ×日	3歳	男 女	☒ 家庭(父・母・祖父・祖母・) ☐ 幼稚園・認可外保育施設(☐ 一時預かり(☐ その他(
希望する保育必要量	☒ 標準時間(最大で11時間) ☐ 短時間(最大で8時間)			
支給認定及び保育利用の希望期間	(令和×年 4月 1日) ~ (☒ 就学前まで・ ☐ 年 月 日まで)			
希望する 保育施設等	第1希望	大河原保育園		
	第2希望	大河原ひまわり園		
	第3希望	大河原サクラランド		
保育を必要とする理由	☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 就学 ☐ 求職活動 ☐ その他()			

児童の家庭の状況(家族全員について利用開始希望日時点の状況をご記入ください)。

フリガナ 氏名	児童との続柄	生年月日	年齢	勤務先・就学先の名称、利用中(予定)の 保育施設・幼稚園等名、病状等
オオガワラ イチロウ	父	大正・昭和 平成・令和 ××年 5月 1日	××歳	〇〇株式会社 電話 ×××-××××-××××
大河原 一郎				
オオガワラ ユキ	母	大正・昭和 平成・令和 ××年 10月 3日	××歳	〇〇病院 電話 ×××-××××-××××
大河原 雪				
オオガワラ ハルオ	祖父	大正・昭和 平成・令和 ××年 7月 20日	××歳	電話
大河原 春夫				
オオガワラ ユウキ	弟	大正・昭和 平成・令和 ××年 7月 1日	××歳	電話
大河原 勇気				
		大正・昭和 平成・令和 年 月 日	歳	電話
		大正・昭和 平成・令和 年 月 日	歳	電話

※以下の項目に該当する場合は、□にチェックを付けてください。同居している方が障害をお持ちの場合は障害者手帳等の写しを添付してください。

*ひとり親の場合	☐ 離婚 ☐ 死別 ☐ その他 ☐ 未婚(過去に婚姻歴がない)	*生活保護適用あり ☐	※障害をお持ちの方と同居 ☐
----------	--	------------------------------------	---------------------------------------

兄弟姉妹が同時に申込み場合【1〜4のいずれかを選択ください】

□1. 兄弟姉妹が同時に同じ保育施設を利用できるまで待機する。

□2. 兄弟姉妹が別々の保育施設等の利用でも構わないので、同時に利用できるまで待機する。
⇒利用調整の結果、希望順位を下げれば兄弟姉妹同時に同じ保育施設等の利用案内を出来る場合があります。
その場合希望順位を下げ同時に同じ保育施設等への利用案内を希望しますか。
☐希望する ☐希望しない【「希望する」か「希望しない」のいずれかを必ず選択】

□3. 別時期でもいいので同じ保育施設等を利用する。
⇒利用調整の結果、兄弟姉妹へ同時に別々の保育施設等を利用できる場合がありますので、利用案内を希望する保育施設等を決めておく必要があります。その場合、
☐a. (児童の氏名)
☐b. 保育施設等の希望順位が高い子 【a、b のいずれかを必ず選択】
が先に利用案内を受け、その他の兄弟姉妹は同じ保育施設等を利用できるまで待機する。

□4. 別時期に別々の保育施設等の利用でも構わない。
⇒利用調整の結果、希望順位を下げれば兄弟姉妹へ同時に同じ保育施設等の利用案内を出来る場合があります。
その場合、希望順位を下げ同時に同じ保育施設等への利用案内を希望しますか。
☐希望する ☐希望しない【「希望する」か「希望しない」のいずれかを必ず選択】

15

個人番号（マイナンバー）届出書

記入例

- ・給付認定及び保育の利用申し込みのため、個人番号（マイナンバー）を記載します。

※給付認定（又は保育利用申込み）に係る手続きのため、個人番号（マイナンバー）を提出したことがある場合、再度の提出は不要です。

（あて先）大河原町長

1. 保護者（申請者）

- ・保護者の個人番号（マイナンバー）の情報をご記入ください。
- ・単身赴任など申請児童と別住所の保護者も記入が必要です。

氏 名		申請児童 との続柄	生年月日
個人番号（マイナンバー）（12桁）			
氏名	大河原 一郎	父	昭和 ××年 5月 1日 平成
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
氏名	大河原 雪	母	昭和 ××年 10月3日 平成
	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		

◆提示・添付書類◆

- ・この用紙を提出するときには、以下の①②確認書類が必要です。
- ・この用紙を施設経由で提出する場合は確認書類の「写し」を添付してください。

- ① 個人番号の確認書類（本用紙に記載する全員の分を添付してください。）
次のいずれかの書類が必要です。（ □にチェック（し）を付けてください。）
- ☐ 個人番号カード（顔写真入り）
- ☒ 個人番号の通知カード
- ☐ 個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書
- ② 申請者の身元確認書類（申請者（保護者）1名分のみで可）
次のいずれかの書類が必要です。（ □にチェック（し）を付けてください。）
- ☒ 顔写真付きの証明書1点
- ・個人番号カード（顔写真入り）・運転免許証・運転経歴証明書（平成26年4月1日以降交付）
 - ・旅券・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・在留カード
 - ・特別永住者証明書・住民基本台帳カード
- ☐ 顔写真付きの証明書をお持ちでない場合は、以下の証明書など2点
- ・健康保険証・年金手帳・児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証書
 - ・生活保護受給者証・恩給証書等

（裏面もご覧ください）

2. 申請児童

給付認定申請を行う児童を記載してください。

氏 名												申請児童 との続柄	生年月日	
個人番号（マイナンバー）（12桁）														
氏名 大河原 はな												子	昭和 平成 令和	××年 8月 5日
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
氏名												今回の申請対象児童を記入ください。 保育所申込みの場合は、 申込みされる児童を記入ください。		
氏名														
氏名														

3. 同居の親族等

次の事由に該当する場合は、同居の親族等の個人番号（マイナンバー）の提出も必要となりますので、下記の欄に記載してください。

- ・申請児童の直系血族（祖父母・曾祖父母）
利用目的／保育所等利用調整順位の指数決定（所得金額合計）、保育所等の利用者負担金決定（市町村民税情報）、子育てのための施設等利用給付認定（市町村民税 情報）
- ・身体障害者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
利用目的／利用者負担金決定（身体障害者手帳交付状況）、子育てのための施設利用給付認定（身体障害者手帳交付状況）
- ・保育を必要とする事由が同居の家族の介護の場合、介護を受けている方
利用目的／保育の必要性の確保（要介護、要支援状況）、子育てのための施設等利用給付認定（身体障害者手帳交付状況）

氏 名												申請児童 との続柄	生年月日	
個人番号（マイナンバー）（12桁）														
氏名 大河原 春夫												祖父	昭和 平成 令和	××年 7月 20日
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3			
氏名 大河原 勇氣												弟	昭和 平成 令和	××年 7月 1日
4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4			
氏名												保育所・小規模保育所・幼稚園の 預かり保育・ファミリーサポート センター・一時保育を利用する場 合は全員記入してください。		
氏名														
氏名														

●大河原町使用欄（以下の手順で処理します）

- ☐ 記載されている番号が正しい番号であることを確認した（番号確認）
- ☐ 申請者が番号の正しい持ち主であることを確認した（身元確認）

確認者